

# 令和2年

## 1 2月市議会定例会意見書案

- 議案会第18号 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の積極的な措置を求める意見書…………… 3
- 議案会第19号 令和3年度地方財政対策における地方交付税総額の確保等を求める意見書…………… 6
- 議案会第20号 不妊治療への保険適用の拡大及び助成制度の拡充を求める意見書…………… 9



議案会第18号

地方自治法第99条の規定により、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の積極的な措置を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣に対し、意見書を提出する。

令和2年12月18日提出

提出者 豊橋市議会議員 山本 賢太郎

同 近藤 喜典

同 小原 昌子

同 向坂 秀之

同 星野 隆輝

同 斎藤 啓

同 豊田 一雄

同 坂柳 泰光

同 沢田 都史子

同 鈴木 博

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の  
積極的な措置を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大の速度は日に日に増しており、地域経済に大きな影響を及ぼしています。

これまで事業活動の継続を支援し、雇用と生活を守るため、国や県からの財政支援を最大限活用しながら、本市独自の取組も積極的に実施し、感染症対策と地域経済の活性化に万全を期してまいりました。

しかしながら、こうした緊急的な対策に加え、医療介護、子育て、教育、防災・減災といった喫緊の財政需要への対応は、感染症の「第3波」が猛威を振るう中においても避けられるものではなく、財政はかつてないほど厳しい状況にあります。

よって、国におかれましては、事業活動の継続を支援し、雇用と生活を守るため、下記事項に特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 長期化するコロナ禍の中においても、地方がちゅうちょすることなく、継続的に感染症対策及び経済対策を実施することができるよう、令和2年度予備費の活用や第3次補正も含め、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額を図るとともに、令和3年度以降も継続を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月18日

豊橋市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官  
経済再生担当大臣

} あて

議案会第19号

地方自治法第99条の規定により、令和3年度地方財政対策における地方交付税総額の確保等を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣に対し、意見書を提出する。

令和2年12月18日提出

提出者	豊橋市議会議員	山本賢太郎
	同	近藤喜典
	同	小原昌子
	同	向坂秀之
	同	星野隆輝
	同	斎藤啓
	同	豊田一雄
	同	坂柳泰光
	同	沢田都史子
	同	鈴木博

## 令和3年度地方財政対策における地方交付税総額の確保等を求める意見書

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や長期化の影響により、地方税や地方交付税といった一般財源の減少は避けられず、加えて、コロナ禍における緊急的な対策に万全を期すことはもとより、医療介護、子育て、教育、防災・減災といった喫緊の財政需要への対応は避けられるものではなく、財政は大変に厳しい状況にあります。

なかでも、地方交付税は、地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための地方固有の財源であり、地方の安定的な財政運営には、必要な総額の確保が求められます。また、恒常的に生じている地方財源不足を解消するため、臨時財政対策債の発行等の対応が図られていますが、財政力の高い地方公共団体ほど臨時財政対策債の発行割合が多くなり、地方交付税が減額されてしまいます。

よって、国におかれましては、令和3年度地方財政対策に向け、下記事項に特段の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税については、地方財政計画において、地方単独事業を含む財政需要や地方税などの歳入を的確に見込み、一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること
- 1 恒常的に生じている地方財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行等による地方への負担転嫁や先送りとなっています。地方交付税の原資である、所得税、法人税などの国税4税の法定率引上げを含めた抜本的な見直しなどにより、その発行額の縮減に努めるとともに、これまでに発行を余儀なくされた臨時財政対策債の元利償還金については、確実に財源措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月18日

豊橋市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官  
経済再生担当大臣

あて



議案会第20号

地方自治法第99条の規定により、不妊治療への保険適用の拡大及び助成制度の拡充を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）に対し、意見書を提出する。

令和2年12月18日提出

提出者	豊橋市議会議員	山本賢太郎
	同	近藤喜典
	同	小原昌子
	同	向坂秀之
	同	星野隆輝
	同	斎藤啓
	同	豊田一雄
	同	坂柳泰光
	同	沢田都史子
	同	鈴木博

## 不妊治療への保険適用の拡大及び助成制度の拡充を求める意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かりました。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたこととなります。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となりました。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきています。また、不妊治療への保険適用もなされてきましたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られています。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多くなっています。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めていますが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題です。

そこで、政府におかれましては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことができるよう、下記事項について早急に取り組むことを強く求めます。

### 記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること
- 1 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること
- 1 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウ

ンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること

- 1 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月18日

豊橋市議会

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
厚生労働大臣		
内閣府特命担当大臣 (少子化対策)		